

## 知って得する健康保険の基礎知識 ④5

### 傷病手当金の支給期間が通算化されます！

**健康保険法の改正より、2022年1月1日から「傷病手当金」の支給期間が通算化されることとなりました。仕組みと今回の改正内容について、お知らせ致します。**

#### 【傷病手当金の仕組み】

病気療養中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのために会社を休み、会社から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

#### ・基準について

傷病手当金は、被保険者が病気やけがのために働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、休んだ日に対して支給されます。

但し、休んだ期間について会社から傷病手当金の額より多い給与の支給を受けた場合には、傷病手当金は支給されません。

#### ・支給額は？

1日当たりの金額：直近12か月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額となります。

#### 【今回の改正のポイント】

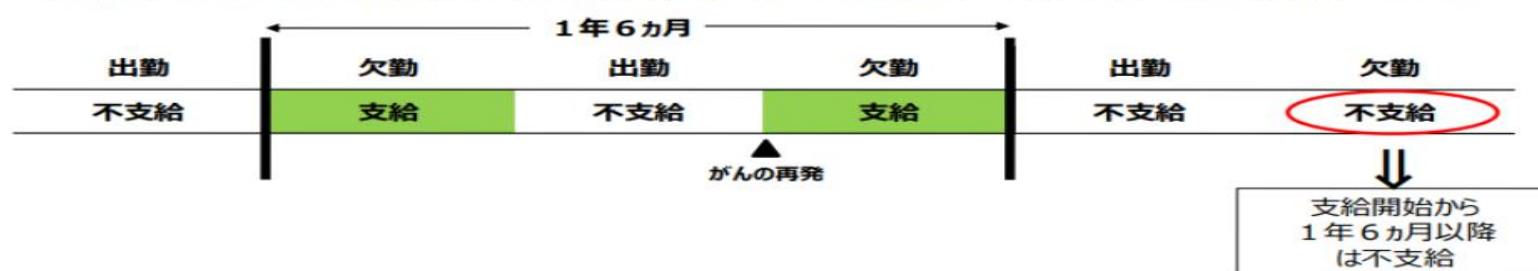
これまでは、「支給を始めた日から起算して1年6ヶ月を超えない期間支給する」とされていましたが、「**支給を始めた日から通算して1年6ヶ月間支給する**」に変更された。例で説明すると、

#### <例>定期的に通院治療が行われているケース

通院治療をしている間は、出勤できるのでその期間は傷病手当金が支給されません。傷病期間が支給されない期間も含めて、1年6ヶ月間までしか支給されないため、図のように、1年6ヶ月経過後、同一疾病のため再治療で入院することになっても傷病手当金は支給されませんでした。今回の改正では期間が通算化され、支給となります。

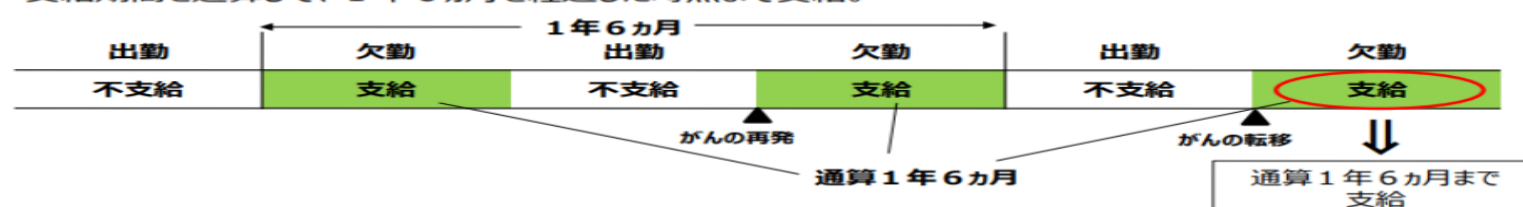
#### 従来

⇒ 支給開始から1年6ヶ月を経過する時点まで支給（1年6ヶ月後に同じ疾病が生じた場合は不支給）



#### 変更後

⇒ 支給期間を通算して、1年6ヶ月を経過した時点まで支給。



※**コラボヘルス**（企業と健康保険組合が協働で行う健康増進施策）

帝国ホテルをはじめ各事業主と帝国ホテル健康保険組合は積極的に協力し合い、被保険者と家族の健康増進に対する施策をすすめていきます。「知って得する健康保険の基礎知識」は皆さんに役立つ情報をお知らせする「コラボヘルス」施策のひとつです。